

## 降霜・降雹による農作物等被害に対する支援の 充実・強化を求める意見書

本県では、4月中旬から下旬にかけて県内全域で強い降霜があり、さくらんぼ、りんご、ぶどう、かき等の果樹に大規模な被害が発生した。また、5月及び6月には最上・庄内地域等において降雹があり、収穫期のにらやアスパラガス、かき、りんご、日本なし等で被害が発生した。この度の降霜・降雹は、開花期、展葉期にあった農作物に対し甚大な被害をもたらした。特に、さくらんぼについては、平年比3割以上の収量減が見込まれている。降雹に伴う被害は、6月23日時点で県内9市町村に及び、被害額は5億円を超えるところである。また、同時点における降霜に伴う被害は、県内23市町村に及び、被害額は記録が残る昭和38年以降最大となる47億円を超え、更に拡大する見通しとなっている。

本県では、良質米の生産や果樹を中心とした園芸、地域特性を活かした畜産など、特色ある多彩な農業が営まれ、特に、果樹は、さくらんぼ、りんご、ぶどう、西洋なし等全国有数の産地であり、果樹生産は本県農業産出額の約3割を占め、年間を通して質の高い果物を生産し全国屈指のブランド産地として評価されているところである。

本県では、昨年7月の大雨及び昨冬の大雪による被害からの復旧のさなかにあり、度重なる気象災害により、農業者の営農意欲の減退や離農、それに伴う産地の衰退が懸念される。

被災農業者が希望を持って営農を継続し、産地を維持発展させる取組みが必要であり、農業が本県の基盤産業として、地域経済の活力の原動力としての役割を果たしていくための支援が求められる。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 被害を受けた農業者の再生産や経営再建に向けた意欲を減退させることのないよう、充実した支援策を講じること。
- 2 凍霜害・雹害に対する恒久的な対応を行うための施設整備に対し、対象者を限定しない幅広い支援策を講じること。
- 3 近年多発する自然災害等による農作物への被害、それらに伴う農家の所得減少に対応するため、収入保険など農業セーフティネットへの加入促進に向けた取組みを進めるとともに、農業者のニーズに応じた新たな制度について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山東昭子 殿  
内閣総理大臣 菅義偉 殿  
財務大臣 麻生太郎 殿  
農林水産大臣 野上浩太郎 殿

山形県議会議長 坂本 貴美雄